

令和6年度

琴浦町

# 固定資産税（償却資産）

## 申告の手引き

提出期限 **令和6年1月31日（水）**



小さいくせに  
ぜんぶある。  
惑星コトウラ

〈提出先・お問い合わせ先〉

〒689-2392 鳥取県東伯郡琴浦町徳万 591 番地 2  
琴浦町役場税務課評価係 償却資産担当  
電話番号 0858-52-1702 FAX 0858-49-0000

琴浦町役場税務課

\* \* \* 目次 \* \* \*

1	償却資産とは	
(1)	償却資産の具体例	1
(2)	償却資産の種類	2
(3)	申告が必要である資産	2
(4)	申告が不要である資産	2
(5)	建築設備の家屋と償却資産の区分	3
	家屋と償却資産の区分表	4
2	計算方法について	
(1)	評価額・課税標準額の求め方	5
(2)	税率・税額・免税点	5
	減価残存率表	6
3	固定資産税（償却資産）申告について	
(1)	申告していただく方	7
(2)	提出期限	7
(3)	提出先	7
(4)	提出書類	7
(5)	電算処理方式による申告について	7
(6)	eLTAX（電子申告）による申告について	7
(7)	固定資産税（償却資産）の賦課期日と事業年度との関係	8
4	申告から課税まで	8
5	申告書の書き方について	
(1)	償却資産申告書（償却資産課税台帳）の記載について	9
(2)	種類別明細書の記載について	9
6	非課税・課税標準の特例・課税免除など	
(1)	非課税	12
(2)	課税標準の特例	12
(3)	過疎地域における事業用資産の取得に係る固定資産税の課税免除	12
7	その他	
(1)	償却資産調査について	12
(2)	未申告資産の課税について	12
(3)	申告でお困りの時は	12

# 1 償却資産とは

固定資産税が課税される償却資産とは、**土地および家屋以外の事業用資産**で、その減価償却額又は減価償却費が、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む）をいいます。

固定資産税は、土地と家屋に対する課税こそ広く知られていますが、**事業のために使用している資産**（構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具・器具及び備品）にも課税がされます。

償却資産の所有者は、地方税法第 383 条の規定により、**毎年 1 月 1 日（賦課期日）現在の所有状況を、資産が所在する市町村に 1 月 31 日までに申告する必要があります。**

## （1）償却資産の具体例

償却資産には、次のようなものがあります。

事務所	駐車場・駐輪場設備、路面舗装、門、扉、外構、外灯、ネオンサイン、広告塔、看板、間仕切、応接セット、エアコン、パソコン、コピー機、テレビ、金庫、レジスター、消火器、冷蔵庫、冷凍庫、事務機器、福利厚生設備など
農業	ビニールハウス、果樹棚、かん水設備、電柵、管理機、田植機、選果機、耕運機、ハーベスター、精米機、動噴、農機具、パソコンなど
漁業	漁船、GPS、魚群探知機、巻上機、漁網、はしけ、いけすなど
小売業	看板、ネオンサイン、陳列ケース、冷蔵庫、冷凍庫、レジスター、エアコンなど
飲食店・喫茶店	冷蔵庫、冷凍庫、厨房設備、エアコン、テレビ、接客用テーブル・椅子、放送設備、カラオケ機器、室内装飾品、看板など
理容業・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機器、タオル蒸器、ドライヤー、パーマ器、サインポール、エアコン、看板など
不動産貸付業	駐車場舗装、駐輪場、ごみ置き場、屋外給排水設備、門扉、フェンス、植栽工事、外灯、上下水道の埋設管、防犯監視設備など
医院・歯科医院 薬局業	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、心電計、電気血圧計、脳波測定器、CT装置、MRI装置、消毒殺菌用機器、歯科診療用ユニット、投影機、光学検査機器など）、薬品戸棚、待合室用椅子など
工場	受変電設備、動力配線、旋盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、貯水設備、福利厚生設備、大型特殊自動車、各種工具など
パチンコ店・ ゲームセンター	パチンコ台、パチスロ台、ゲームマシン、両替機、玉貸機、カード発行機、屋外駐車場、島工事、POSシステム、店内放送設備、防犯監視設備など
建設業	大型特殊自動車、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー、各種工具など
自動車整備業・ ガソリン給油所	ガソリン計量器、オートリフト、充電器、コンプレッサー、照明設備、地下タンク、洗車機、構内装置、独立キャノピー、プレス、スチームクリーナー、テスター、オイルチェンジャー、卓上ボール盤、ジャッキ、溶接機など

### ※固定資産税の償却資産申告！？※

償却資産には、土地・家屋のような登記制度が存在しないため、課税に必要な情報（所有者、資産内容など）は所有者の申告によって把握します。

償却資産の申告と聞くと、所得税の計算のために行う「確定申告」、法人税の計算のために行う「法人税申告」のような税務署への申告が印象強いですが、**固定資産税の計算のために市町村へ行う「償却資産申告」が別途必要です。**

## (2) 償却資産の種類

償却資産は、次の6種類に分類されます。

資産の種類		主な資産の例
1	構 築 物	路面舗装（アスファルト、砂利敷き等）、門、塀、フェンス、広告塔、鉄塔、貯水槽、緑化施設、庭園、駐輪場、ビニールハウスなど
	建物附属設備	受変電設備、給排水設備、空調設備、その他建築設備、内装など （(5) 建築設備の家屋と償却資産の区分を参照）
2	機 械 及 び 装 置	各種製造設備等の機械及び装置、製造加工機械、土木建設機械など
3	船 舶	漁船、釣船、遊覧船、貨物船、ボート、はしけなど
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
5	車 両 及 び 運 搬 具	大型特殊自動車、鉄軌道用車両、運搬車など
6	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	事務机・椅子、陳列ケース、電話設備、冷暖房機器、厨房用品、ガス機器、レジスター、複写機、パソコン、看板、金庫、自動販売機、理美容器具、医療機器、娯楽・スポーツ器具、什器、工具類など

(注) この表は通常の設備について、一般的に区分したものです。

## (3) 申告が必要である資産

- (1) 減価償却資産（法人税法又は所得税法の計算上、減価償却額又は減価償却費に計上した資産）
- (2) 償却済資産（耐用年数は経過したが、まだ使用している資産）
- (3) 遊休資産（一時的に稼働を休止している資産）
- (4) 未稼働資産（既に完成しているが、まだ稼働していない資産）
- (5) 簿外資産（帳簿に記録されていない資産、本来減価償却が可能な資産）
- (6) 中小企業等の少額資産特例（租税特別措置法）の規定を適用して損金算入した資産

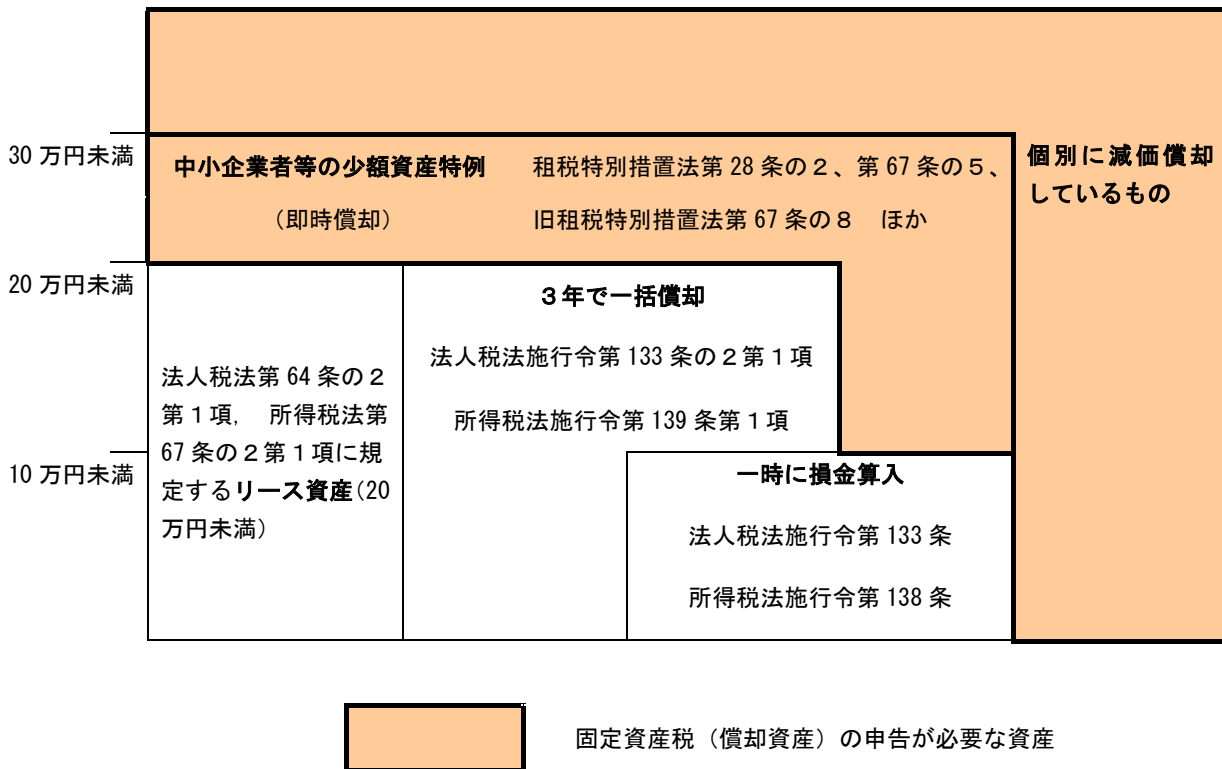
## (4) 申告が不要である資産

- (1) 除却済資産
- (2) 土地または家屋として固定資産税が課税されるべき資産
- (3) 自動車税、軽自動車税の課税対象となる自動車（※大型特殊自動車は申告必要）
- (4) 生物（観賞用、興行用などに供するものを除く）
- (5) 無形固定資産（ソフトウェア、漁業権、特許権など）
- (6) 一時に損金算入したもの（耐用年数が1年未満又は取得価格10万円未満の資産）
- (7) 3年間で一括償却しているもの（3年間で減価償却する取得価格20万円未満の資産）
- (8) 20万円未満又は期間満了後リース会社に返還するリース資産
- (9) 琴浦町外に所在している資産
- (10) 共同購入したもので、既に他の共有者が申告している資産

### ※リース資産の申告について※

- 1 リース会社が申告するもの
  - ・いわゆるレンタルであるリース契約（オペレーティングリース取引）
  - ・リースの所有権がリース会社にあるもの（所有権移転外ファイナンスリース取引）
- 2 借受人が申告するもの
  - ・譲渡条件付リース（所有権留保付割賦販売とみなす）などリースの最終的な所有権が借受人にあるもの（所有権移転ファイナンスリース取引）

## ●申告を間違えやすい資産



### (5) 建築設備の家屋と償却資産の区分

家屋には、電気設備・冷暖房設備・給排水設備など家屋と一体になることで家屋の効用を高める「建築設備」が取り付けられます。これらは、家屋の所有区分や設備内容によって、家屋と償却資産に区分して課税されます。償却資産申告では、**償却資産として取り扱うもののみ**を申告する必要があります。

#### 家屋と建築設備の所有者が同じ場合

家屋と構造上一体のもの、家屋の効用を高めるものは**家屋**として取り扱うので申告は不要です。しかし、家屋と構造上一体でないもの、家屋から独立しているものは償却資産として取り扱います。

#### 家屋と建築設備の所有者が異なる場合

家屋と構造上一体のもの、家屋の効用を高めるものであっても、賃借人(テナント)が取り付けした内装・造作及び附帯設備などについては**特定附帯設備(※)**に該当し、**償却資産として取り扱います。**  
この場合、賃借人(テナント)が償却資産の申告をする必要があります。

#### ※特定附帯設備について※

家屋の附帯設備であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するために取り付け、家屋に付合したことで家屋の所有者が所有することとなったものをいいます。

特定附帯設備に該当する場合、これらの設備等を取り付けた者を所有者とみなします。(地方税法第343条第10項及び琴浦町税条例第54条第8項より)

●家屋と償却資産の区分表

設備などの種類	設備などの分類	設備などの内容	家屋の所有区分				
			自己所有		借家		
			家屋	償却	家屋	償却	
建築工事	内装・造作など	床・壁・天井仕上、店舗造作など工事一式	○			●	
電気設備	受変電設備	設備一式		●		●	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備など		●		●	
	中央監視設備	設備一式		●		●	
	電灯コンセント設備、照明設備	屋外設備一式、非常用照明器具			●		●
		屋内設備一式	○				●
	電力引込設備	引込工事		●		●	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備			●		●
		上記以外の設備	○				●
	電話設備	電話機、交換機などの機器			●		●
		配管、配線、端子盤など	○				●
	L A N設備	設備一式		●		●	
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプなどの機器			●		●
		配管、配線など	○				●
	インターホン設備	集合玄関機、親機、子機など	○				●
	監視カメラ設備	受像機（テレビ）、カメラ、録画装置などの機器			●		●
配管、配線など		○				●	
避雷設備	設備一式	○				●	
火災報知設備	設備一式	○				●	
太陽光発電設備	設備一式（屋根材一体型は除く）			●		●	
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		●		●	
		屋内の配管、高架水槽、受水槽、ポンプなど	○			●	
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器用）			●		●
		局所式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用など）、中央式給湯設備	○				●
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備			●		●
		屋内の配管など	○				●
	衛生設備	設備一式（洗面器、大小便器など）	○				●
消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズルなど			●		●	
	消火栓設備、スプリンクラー設備など	○				●	
空調設備	空調設備	エアコン（壁掛型）、特定の生産又は業務用設備		●		●	
		上記以外の設備	○			●	
	換気設備	特定の生産又は業務用設備			●		●
		上記以外の設備	○				●
その他の設備	運搬設備	工場用ベルトコンベア設備など		●		●	
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機など	○			●	
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテルなど）、寮・病院・社員食堂などの厨房設備			●		●
		上記以外の設備	○				●
その他の設備	冷蔵・冷凍倉庫の冷却装置、ろ過装置、POSシステム、看板、ネオンサイン、簡易間仕切、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン、ブラインドなど			●		●	
外構工事	外構工事	工事一式（舗装・門・塀・緑化施設など）		●		●	

## 2 計算方法について

### (1) 評価額・課税標準額の求め方

資産の取得年月、取得価額、耐用年数などに基づき、次のとおり評価額を算出します。各資産の評価額を合算した額（決定価格）が課税標準額となります。

課税標準額の特例が適用される資産がある場合は、該当資産の評価額にそれぞれ特例率を乗じて得た額を基に課税標準額を算出します。

琴浦町から送付された申告書で申告される場合は、琴浦町の電算システムで計算しますので、評価額及び課税標準額の算出は不要です。

一方、電算処理方式で申告される方は、評価額、決定価格、課税標準額の算出が必要です。

**〈評価額の求め方〉**

○前年中に取得した資産  

$$\text{評価額} = \text{取得価額} \times \frac{(1 - \text{減価率} / 2)}{\text{減価残存率}} \dots \text{P 8 の表 (A)}$$

○前年前に取得した資産  

$$\text{評価額} = \text{前年度評価額} \times \frac{(1 - \text{減価率})}{\text{減価残存率}} \dots \text{P 8 の表 (B)}$$

※評価額の最低限度額は、取得価額の5%となります。(0円にはならない)

### (2) 税率・税額・免税点

課税標準額 (1,000円未満切捨)	×	税率 (1.4%)	=	税額 (100円未満切捨)
-----------------------	---	--------------	---	------------------

※課税標準額が150万円（免税点）未満の場合は課税されませんが、申告は必要です。

〈計算例〉次のような償却資産を所有している場合

○アスファルト舗装……取得年月R3.8 取得価額2,500,000円 耐用年数10年

○パソコン……取得年月R4.8 取得価額100,000円 耐用年数4年

年度	評価額算出方法	評価額合計 (課税標準額合計)(円)	税額算出方法	税額 (円)
	前年中取得：取得価額×減価残存率(P8表・A)＝評価額 前年前提得：前年評価額×減価残存率(P8表・B)＝評価額		課税標準額×税率＝税額	
R4	アスファルト舗装 2,500,000×0.897=2,242,500	2,242,500	2,242,000 × 1.4% = 31,388	31,300
R5	アスファルト舗装 2,242,500×0.794=1,780,545	1,858,645	1,858,000 × 1.4% = 26,012	26,000
	パソコン 100,000×0.781=78,100			
R6	アスファルト舗装 1,780,545×0.794=1,413,752	1,457,644	免税点(150万円)未満	0

## 減 価 残 存 率 表

耐用年数	耐用年数に応ずる減価率	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応ずる減価率	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応ずる減価率	減価残存率	
		前年中取得のもの(A)	前年前取得のもの(B)			前年中取得のもの(A)	前年前取得のもの(B)			前年中取得のもの(A)	前年前取得のもの(B)
2	0.684	0.658	0.316	18	0.120	0.940	0.880	34	0.066	0.967	0.934
3	0.536	0.732	0.464	19	0.114	0.943	0.886	35	0.064	0.968	0.936
4	0.438	0.781	0.562	20	0.109	0.945	0.891	36	0.062	0.969	0.938
5	0.369	0.815	0.631	21	0.104	0.948	0.896	37	0.060	0.970	0.940
6	0.319	0.840	0.681	22	0.099	0.950	0.901	38	0.059	0.970	0.941
7	0.280	0.860	0.720	23	0.095	0.952	0.905	39	0.057	0.971	0.943
8	0.250	0.875	0.750	24	0.092	0.954	0.908	40	0.056	0.972	0.944
9	0.226	0.887	0.774	25	0.088	0.956	0.912	41	0.055	0.972	0.945
10	0.206	0.897	0.794	26	0.085	0.957	0.915	42	0.053	0.973	0.947
11	0.189	0.905	0.811	27	0.082	0.959	0.918	43	0.052	0.974	0.948
12	0.175	0.912	0.825	28	0.079	0.960	0.921	44	0.051	0.974	0.949
13	0.162	0.919	0.838	29	0.076	0.962	0.924	45	0.050	0.975	0.950
14	0.152	0.924	0.848	30	0.074	0.963	0.926	46	0.049	0.975	0.951
15	0.142	0.929	0.858	31	0.072	0.964	0.928	47	0.048	0.976	0.952
16	0.134	0.933	0.866	32	0.069	0.965	0.931	48	0.047	0.976	0.953
17	0.127	0.936	0.873	33	0.067	0.966	0.933	49	0.046	0.977	0.954
								50	0.045	0.977	0.955

※耐用年数は、固定資産台帳や所得税青色申告決算書又は法人税確定申告書などでご確認ください。  
 国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)も参考にしてください。



### 3 固定資産税（償却資産）申告について

#### （1）申告していただく方

毎年1月1日現在、琴浦町内に償却資産を所有されている方

※償却資産を共同で所有している方は、代表者が「代表者名 外●名」で申告してください。

#### （2）提出期限 毎年1月31日

#### （3）提出先 〒689-2392

鳥取県東伯郡琴浦町徳万 591 番地 2

琴浦町役場税務課評価係 償却資産担当

#### （4）提出書類

- ①償却資産申告書…所有者の氏名（名称）・住所などの基本情報を記入します。  
※マイナンバー（個人番号）・法人番号の記載必要、印鑑不要
- ②種類別明細書…資産の種類・数量・取得年月・取得価額・耐用年数など、評価額の計算に必要な資産の情報を記入します。
- ③本人確認書類…申告受付の際は、なりすまし防止ため本人確認を行います。  
※窓口提出の際はご提示を、郵送提出の際は写しの添付をお願いします。

#### ●申告内容による提出書類の違い

提出書類 申告内容	償却資産申告書	種類別明細書 (増加資産用)	種類別明細書 (減少資産用)
異動なし(資産増減なし)	○	×	×
資産増加のみ	○	○	×
資産減少のみ	○	×	○
資産増加 及び 減少	○	○	○
名義変更・廃業など	○	×	×
新規申告	○	○	×

#### （5）電算処理方式による申告について

電算処理方式による様式で申告される方は、次の事項に留意して申告してください。

- ①1月1日現在、琴浦町に所有する全ての償却資産について、評価額を算出してください。
- ②前年中に資産増減が無い場合でも、全資産の種類別明細書を提出してください。
- ③前年中に資産増減がある場合は、増減が分かる明細書も提出してください。
- ④課税標準の特例適用がある場合には、その特例率及び課税標準額を記載してください。

#### （6）eLTAX（電子申告）による申告について

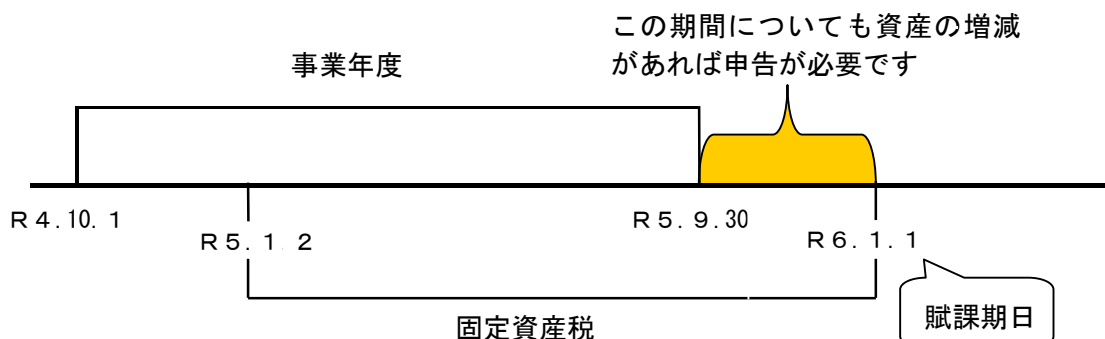
琴浦町は eLTAX: エルタックス（地方税ポータルシステム）を利用した電子申告も受け付けています。

詳しくは eLTAX ホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp>) をご覧いただくか、eLTAX ヘルプデスク (TEL: 0570-081459(平日9時~17時受付)) にお問い合わせください。

## (7) 固定資産税（償却資産）の賦課期日と事業年度との関係

固定資産税（償却資産）の賦課期日は1月1日です。法人の決算日が賦課期日と異なる場合で、決算日以降の賦課期日（1月1日）までに資産の増加や減少があったときは、それらの増減資産についても申告してください。また、過年に取得していた未申告の資産がある場合は必ず申告してください。

（例） 法人で9月30日が決算日の場合



## 4 申告から課税まで

### (1) 申告書の提出（申告）

毎年1月1日現在、琴浦町内に事業用資産を所有している方は1月31日までに申告します。

### (2) 価格等の決定及び課税台帳への登録

償却資産の価格などは申告及び調査に基づいて決定され、償却資産課税台帳に登録されます。

### (3) 課税台帳に登録した旨の公示

価格等を償却資産課税台帳に登録した旨を公示します。

### (4) 課税台帳の閲覧

償却資産課税台帳に登録された価格等は、本庁舎税務課において所有者、納税管理人及び代理人等、固定資産の課税に直接関係する方であれば、4月初日から5月末日まで閲覧できます。

### (5) 審査の申出

償却資産課税台帳に登録された価格に不服のある方は、課税台帳に価格等を登録した旨を公示した日から、納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査の申出をすることができます。

### (6) 税額の算出及び納税通知書の交付（課税）

琴浦町は毎年5月中旬に納税通知書を交付します。なお、価格等の算出の結果、課税標準額が150万円（免税点）未満の場合には課税されません。

### (7) 審査請求

課税の内容について不服がある方は、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市町村長に対して審査請求することができます。

### (8) 納期（納付）

年税額は第1期(5月)、第2期(7月)、第3期(12月)及び第4期(翌年2月)の4回に分けて納めていただくことができます。

# 5 申告書の書き方について

## (1) 償却資産申告書（償却資産課税台帳）の記載について

第二十六号様式（提出用）

申告書記入例		所有者	
<b>税台帳</b>			
<b>123456789012</b>			
<b>農 業</b>			
( 20 百万円)			
<b>平成元年 1 月</b>			
<b>琴浦 一郎</b>			
(電話 0858-52-1702)			
<b>東伯 二郎</b>			
(電話 0858-52-1701)			
15	① 琴浦町徳万591-	16	貸主の名称等
(一)	市(区)町村内	② 琴浦町赤崎114-	琴浦リース
(二)	における事業所	③	
	等資産の所在地	④	
		16	借 用 資 産
			(有・無)
		17	事業所用家屋の所有区分
			自己所
		18	備考(添付書類等)
(イ)			(1) 該当する項目に○を付けてください。
(ウ)			1. 異動なし
			2. 資産増加・減少
			4. 名義変更 [
			5. その他 [
			(2) 共有資産の場合は共有者についてご記入
			氏名
			住所
			琴浦 太郎 (代表)
			琴浦 一郎 琴浦町赤崎11

をお渡ししますのでお申し出ください





